

役員推薦規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本 CP サッカー協会(以下、「当法人」という。)の理事及び監事を選任する場合における、理事候補者及び監事候補者の推薦の方法等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(理事候補者の推薦)

第2条 会長は、社員、登録会員又は学識経験者等(学識経験者、企業もしくは団体の経営に携わり又は精通した者、及びこれらに準ずる者をいう。以下、同じ。)の中から4名以内の理事候補者を推薦することができる。

- 2 理事会は、社員、登録会員又は学識経験者等の中から4名以内の理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第3条 会長及び理事会は、それぞれ1名の監事候補者を推薦することができる。

(学識経験者等以外の理事候補者及び監事候補者の年齢制限)

第5条 理事又は監事に就任すると仮定した場合におけるその就任する日の属する年の4月1日現在で満70歳以上となっている者(第2条第2項、第3条及び前条の規定によって推薦される学識経験者等を除く。)は、理事候補者及び監事候補者とすることができない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、理事及び監事を選任する場合における理事候補者及び監事候補者の推薦の方法等に関して必要な事項は、理事会が定める。